

Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

「スチュワードシップ諮問会議」の設置について

三菱UFJ国際投信株式会社(取締役社長 ^{まつだ} ^{とむら} 通)は、平成29年4月1日付で「スチュワードシップ諮問会議」を設置することを決定しましたので、お知らせいたします。

弊社は、責任ある機関投資家として適切に受託者責任を果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則 日本版スチュワードシップ・コード の受入を既に表明していますが、このほど、一層のガバナンス強化を目的として「スチュワードシップ諮問会議」を新設することとしました。

本諮問会議では、お客様から委託された資産の運用における議決権行使や投資先企業との「目的を持った対話」および投資行動が、投資家の利益最大化を確保するために十分かつ適切であることを検証します。独立性・中立性を確保するため、取締役会が指名する議長を含めた3名で構成し、構成員の過半を社外第三者から選任します。また、年2回開催を基本とし、必要に応じ随時開催します。

なお、本諮問会議による検証結果は取締役会へ報告するとともに、本諮問会議が改善を必要と判断した場合、取締役会に対して勧告を行います。

弊社では引き続き、運用会社としてのスチュワードシップ活動の実効性向上およびガバナンス体制の高度化を通じて、投資家の利益最大化の確保をめざして参ります。

以上

当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

< 本リリースに関するお問い合わせ先 >
三菱UFJ国際投信 経営企画部
電話 (03)5221-5163